

HSBC プレミア・アカウント規定 一部変更のお知らせ

HSBC プレミアでは、HSBC プレミア・アカウントご利用の際にお客様よりご同意いただきますHSBCプレミア・アカウント各規定につきまして、2012年1月4日より、一部改訂いたします。条文はHSBCプレミア規約集新旧対応表をご覧ください。お客様におかれましては、下記の変更事項をご一読のうえ、ご理解・ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、担当のリレーションシップ・マネジャーまたはコールセンター（0120-777-369、24時間365日）までお問合せください。
今後とも末永くお取引賜りますようお願い申し上げます。

以上

2011年12月5日
HSBCプレミア

HSBC プレミア規約集 条文新旧対照表

●2012年1月4日変更分（下線部分が変更箇所）

条項	改訂前	改訂後
第1章第20条 解約 第5項	5. 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行はプレミア・アカウントにかかる取引を停止し、またはお客様に通知することによりプレミア・アカウントを解約することができるものとします。 ①お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合 (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) その他上記（1）から（5）に準ずる者 ③お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 (5) その他上記（1）から（4）に準ずる行為	5. 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行はプレミア・アカウントにかかる取引を停止し、またはお客様に通知することによりプレミア・アカウントを解約することができるものとします。<u>なお、本項の規定に基づき、プレミア・アカウントにかかる取引が停止されまたはプレミア・アカウントが解約されたことによって、お客様に損害が生じた場合であっても、お客様は、当行に対し、何らの請求を行うことができず、また、当行に損害が生じた場合は、当該損害の一切を賠償しなければならないものとします。</u> ① お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② お客様が、次のいずれか（以下「<u>暴力団員等</u>」と総称します。）に該当することが判明した場合 (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) <u>暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u> (4) 暴力団準構成員 (5) 暴力団関係企業 (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (7) その他上記（1）から（6）に準ずる者 ③お客様が次のいずれかに該当することが判明した場合 (1) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> (2) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> (3) <u>自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利</u>

条項	改訂前	改訂後
		用していると認められる関係を有すること <u>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> ④ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 (5) その他上記（１）から（４）に準ずる行為

T&Cchg-111205-J